

関西国際大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、関西国際大学（以下「本学」という。）学則第51条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生となることを出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学学則第10条に該当する者
- (2) 本学が前号該当者と同等と認めた者

(履修科目の制限)

第3条 科目等履修生は、本学の学生の学修に支障を生ずるおそれがない限り、第5条に規定する審査を経て、本学の授業科目を履修することができる。

(出願)

第4条 科目等履修生となることを出願しようとする者は、所定の期日までに所定の書類と別表1に定める検定料を添えて、担当部局へ提出しなければならない。

2 大学間協定に基づき、本学の科目を履修しようとする者の出願手続きについては、別に定める。

(選考及び許可)

第5条 科目等履修生の選考は、前条第1項の書類審査によるほか、必要に応じて面接を行い、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

(科目等履修生登録手続)

第6条 科目等履修を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出するとともに、別表2に定める登録料を納入しなければならない。

2 (削除)

3 本条第1項の登録料は、登録初年度から4年間有効とし、これを超えて、若しくは改めて科目等履修を行う場合は、改めて納入しなければならない。

4 大学間協定に基づく科目等履修生の登録手続きについては、別に定める。

(履修登録)

第7条 科目等履修生は、所定の期日に履修登録を行うものとする。

(授業料等)

第8条 履修登録を行う者は、登録学期の最初の月に別に定める授業料の見込額または別表3に定める、登録単位数に応じた授業料を納入しなければならない。

2 科目等履修生には、授業料の分納・延納を認めない。

3 科目等履修生が授業料を完納しなかった場合には、当該学期のすべての科目について、履修登録を抹消する。

(履修期間)

第 9 条 科目等履修生の履修期間は1年を限度とし、更に科目等履修を希望する者は、改めて願
い出なければならない。

(単位の認定)

第 10 条 科目等履修生が履修した科目について試験を受け、これに合格した場合は所定の単位を
与える。

(科目等履修生の身分)

第 11 条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。科目等履修生は、常にこれを携帯しな
ければならない。

2 科目等履修生は、本学の定めるところにより、施設・設備を利用することができる。

(科目等履修生の再入学)

第 12 条 (削除)

(許可の取消)

第 13 条 科目等履修生において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の議を
経て、科目等履修生の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (2) 本学の秩序を乱す行為を行った者
- (3) 当該学期に履修登録を行わない者

2 その他、科目等履修生の懲戒及び許可の取消については、学則第 22 条及び第 55 条の規定を
準用する。

(学則等の準用)

第 14 条 前条までに定めるもののほか、科目等履修生については、本学学則等の規定を準用する。
(補 則)

第 15 条 一旦納入された検定料、登録料及び授業料は、原則として返還しない。

(例外規定)

第 16 条 高大連携科目等履修生として受け入れるときの取り扱いは、第 2 条、第 5 条、第 6 条、
第 7 条、第 8 条及び第 9 条の定めに関わらず、高大連携高等学校との協定書及び別に定める細則
のとおりとする。

(改 正)

第 17 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

項 目	金 額
検 定 料	5,000 円

別表 2

項 目	金 額
登 録 料	20,000 円

別表 3

項 目	金 額
授 業 料	1 単位 15,000 円